



平成 26 年 6 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
代 表 者 名 取締役社長 柴戸 隆成
本 社 所 在 地 福岡市中央区大手門一丁目8番3号
(コード番号 8354 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 経営企画部長 田上 裕二
(TEL: 092-723-2502)

優先出資証券の償還、子会社の解散及び特定子会社の異動に関するお知らせ

当社及び株式会社福岡銀行(以下、「福岡銀行」という。)は、本日開催の各取締役会において、当社及び福岡銀行の子会社である特別目的子会社 Fukuoka Preferred Capital 2 Cayman Limited(フクオカ・プリファード・キャピタル 2・ケイマン・リミテッド。以下、「本特別目的子会社」という。)の発行した優先出資証券について、全額を償還することを承認する決議を行い、また、本特別目的子会社を解散する方針を決定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、上記優先出資証券の償還及び本特別目的子会社の解散に伴い、本特別目的子会社は当社及び福岡銀行の特定子会社に該当しないこととなりますので、併せてお知らせいたします。

記

1. 優先出資証券の償還について

(1) 償還する優先出資証券の概要

発 行 体	Fukuoka Preferred Capital 2 Cayman Limited (フクオカ・プリファード・キャピタル 2・ケイマン・リミテッド)
証 券 の 種 類	円建配当金非累積型永久優先出資証券
償 還 期 限	定めなし。 ただし、平成 26 年 7 月以降の各配当支払日に任意償還可能。
配 当	年 2.82%(平成 29 年 7 月までは固定配当) 平成 29 年 7 月以降は変動配当
発 行 総 額	200 億円
払 込 日	平成 19 年 3 月 15 日
償 還 総 額	200 億円
償 還 金 額	1 証券あたり 1,000 万円

(2) 償還予定日

平成 26 年 7 月 25 日

ご注意: この文書は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの子会社が発行した優先出資証券の償還、子会社の解散及び特定子会社の異動に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

2. 子会社の解散について

(1) 解散する子会社の名称及び概要

名 称	Fukuoka Preferred Capital 2 Cayman Limited (フクオカ・プリファード・キャピタル 2・ケイマン・リミテッド)
所 在 地	ケイマン諸島・KY1-1104・グランドケイマン・アグランドハウス・私書箱 309 PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands
事 業 の 内 容	優先出資証券の発行等
設 立 年 月 日	平成 19 年 2 月 26 日
役員・従業員の数	役員 3 名、従業員なし
資 本 の 額	205 億円
発 行 済 株 式 (出 資 証 券) 総 数	普通株式 : 50,000 株(1 株あたり 1 万円) 優先出資証券 : 2,000 株(1 証券あたり 1,000 万円)
株 主 構 成	普通株式 : 福岡銀行 100% 優先出資証券 : 福岡銀行以外 100%

(2) 解散の日程

平成 27 年 3 月末までに清算終了(予定)

(3) 解散の理由

福岡銀行の取締役会において、上記子会社が発行した優先出資証券について、平成 26 年 7 月に全額償還されることが承認されたため。

(4) 当該事実が当社の損益に与える影響

当該事実による当社の平成 27 年 3 月期の業績予想への影響はございません。

3. 特定子会社の異動について

(1) 異動の理由

上記優先出資証券の償還に伴い、本特別目的子会社の資本金の額が当社及び福岡銀行の各資本金の額の百分の十未満に相当することになり、また、その後の上記解散に伴い、本特別目的子会社が当社及び福岡銀行の子会社に該当しないこととなるため。

(2) 異動する子会社の概要

上記 2. (1)に記載のとおり。

(3) 異動の年月日

平成 26 年 7 月 25 日

以上

ご注意: この文書は、株式会社ふくおかフィナンシャルグループの子会社が発行した優先出資証券の償還、子会社の解散及び特定子会社の異動に関して一般に公表するための発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。